

北海道えりも高等学校「学校いじめ防止基本方針」(令和4年4月改訂)

I 総則

1 目的

この「学校いじめ防止基本方針」は、国の「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月)および「北海道いじめ防止基本方針改訂版」(平成30年2月)に基づき、本校におけるいじめの防止等のための基本的な方針を定める。

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のための対策に関し、基本理念、関係者の責務や役割、基本的な方針の策定並びに対策の基本となる事項等を定めることにより、対策を総合的かつ効果的に推進し、もって生徒の尊厳を保持するとともに、生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくることを目的とする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、一定の人的関係のある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものである。

3 基本理念

- (1) いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、いじめの芽はどの学校でもどの生徒にも生じうるという緊張感を持ち、生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、また、いじめをはやし立てたり認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、また、いじめを受けている生徒に非はないという認識に立ち、学校、家庭、地域、行政機関その他の関係者が相互の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指す。

4 いじめの禁止

生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

5 学校及び教職員の責務

- (1) 生徒の保護者等、地域住民、その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組む。
- (2) いじめを受けた生徒を徹底して守り通すとともに、早期解消のため適切かつ迅速に対処する。

II 基本施策

1 学校におけるいじめの防止

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るとともに、予防的な生徒指導を促進する。
- (2) いじめを防止するため、生徒の保護者等、地域住民、社会教育関係団体その他の関係者との連携を図りつつ、生徒の人間関係に関わる問題を解決する能力の向上に資する教育活動並びにいじめの防止等に資する生徒の自主的な活動を支援する。
- (3) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他の必要な措置として、ホームルームや総合的な探究の時間、学校行事等を活用した「いじめ防止に向けた取組」を実施する。
- (4) 生徒の交友関係等の情報を把握し、日常の指導に反映させる。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) いじめ調査等

いじめの実態を適切に把握し、いじめの早期発見及び早期解消につなげるため、アンケートの使用及び生徒への面談等による定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。

ア いじめアンケート調査は、2カ月に1回実施する

イ 教育相談聞き取り調査は、毎月実施し必要に応じて適時実施する

(2) いじめに係る相談体制

生徒及び保護者等がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制を整備する。

- 3 いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上
いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修の充実を通じた教職員の資質向上、生徒指導に係る学校体制の整備を行う。
- 4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
 - (1) 生徒及び保護者が発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処できるよう、生徒に対する情報モラル教育の充実に努め、必要な啓発活動として外部講師を招聘し、スマートフォンやインターネットの情報モラル研修会等を行う。
 - (2) 北海道教育委員会の通知に基づき、教職員によるネットパトロールを恒常的に実施する。

Ⅲ いじめ防止等に関する措置

- 1 いじめ防止等の対策のための組織の設置
いじめ防止等を実効的に行うため、次の「いじめ防止対策委員会」を設置する。
 - (1) 構成員
校長、教頭、生徒指導部長、教務部長、各学年主任、養護教諭
(必要に応じ外部関係機関担当者に協力を依頼する)
 - (2) 活動
 - ア いじめの未然防止に関する以下のこと
 - ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行うこと
 - ・あらゆる事象における、生徒に関する情報を共有すること
 - ・学校いじめ防止プログラムを策定すること
 - イ いじめの早期発見に関する以下のこと
 - ・いじめ相談や通報の受理窓口となること
 - ・アンケート調査や教育相談等をもとに情報を収集し、迅速な共有を行うこと
 - ウ いじめ事案への対応に関する以下のこと
 - ・いじめであるか否かの判断を行うこと
 - ・いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するための対処プランを策定し、確実に実行すること
 - (3) 開催
月1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催する。
- 2 いじめに対する措置
 - (1) いじめの通報を受けたときなど生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やか事実確認を行う。
 - (2) いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者等への支援、及びいじめを行った生徒への指導及びその保護者等への助言を、複数の教職員によって、継続的に行う。
 - (3) 必要があると認めるときは、いじめを行った生徒についていじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けることができるようにするために必要な措置を講ずる。
 - (4) いじめに関係した生徒の保護者等の間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を保護者等と共有するなど必要な措置を講ずる。
 - (5) いじめが犯罪行為と認めるときは警察と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

Ⅳ 重大事態への対処

- 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、または生徒や保護者等からいじめられて重大事態に至ったとの申し出があった場合は、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」などに沿って適切かつ速やかに次の対処を行う。
- 1 重大事態が発生した旨を、えりも町教育委員会（北海道教育委員会）に速やかに報告する。
 - 2 えりも町教育委員会（北海道教育委員会）と協議の上、当該事案に対処する方針を決定する。
 - 3 事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - 4 上記の調査結果について、いじめを受けた生徒・保護者、関係機関へ事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

Ⅴ 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
「いじめの早期発見、及び再発を防止するための取組に関すること」